

第 76 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：2021 年度 SDG4 教育キャンペーン：日本の国際教育協力分野への貢献について

提案者：教育協力 NGO ネットワーク (JNNE)

<世界の教育の現状～引き続き新型コロナウイルス感染症による多大な影響>

引き続き新型コロナウイルス感染症の影響は、世界中の子どもたちの学習と成長に大きな打撃を与えています。このパンデミックの発生以前から、2030 年までに SDG4 の教育目標を 2030 年までに達成するためには、行動を早急に加速化する必要があることがわかっていました。しかし、この感染症により、今、3 人に 2 人の生徒が学校閉鎖の影響を受け、低・中所得国では 65%の政府が教育への資金を削減しているとされており、包摂的で衡平な質の高い教育に大きな打撃を与え続けています*1。

- ✓ 基礎的な読解ができない子どもたちが 1 億人以上増え、このような子どもの総数は 5 億 8400 万人になると予測される*1
- ✓ 最も貧しい子どもたちが教育にアクセスできず、就学率の格差がさらに拡大している
- ✓ 今後 3 年間で紛争や気候変動、COVID-19 の影響を受けた 450 万人の子どもたちと若者が教育を受けられるようにするために、少なくとも 4 億ドルの追加資金が必要*2

(出典：*1「SDGs 報告 2021」、*2「Education Cannot A Case For Investment 2021」)

<SDG4 教育キャンペーンについて：政党アンケートの実施>

持続可能な開発目標 (SDGs) には、目標 4「質の高い教育をみんなに」の達成に向け、教育分野の国際協力 NGO (21 団体) の連合体である「教育協力 NGO ネットワーク (JNNE)」は、毎年 4 月に展開される「Global Action Week for Education」にあわせ、「SDG4 教育キャンペーン」を実施しています。今年のキャンペーンでは、昨年同様、①各政党に対し教育政策に関するアンケートを実施、②各政党からのアンケートへの回答を、政党名を伏せた状態で Web サイトに公開、③全国の市民、子ども、若者に、どのアンケート回答を支持か投票してもらう、という内容で実施しました。

※SDG4 教育キャンペーン：<https://www.jnne.org/sdg2021/>

<国際教育協力に対する各政党の回答と市民による支持>

上記政党アンケートでは、質問 4 及び 5 として、国際教育協力、なかでも資金拠出に関する質問を実施しました。添付資料「ファクトシート 2 (投票結果とご意見).pdf」／「各政党アンケート 回答 に対する子ども・若者・市民の支持率」の 5 ページ以降、質問 4 及び 5 をご参照ください。

質問 4：日本は「教育を後回しにできない基金」(ECW)に拠出すべきだ。

上記キャンペーンを通じて得られた各政党からの回答に対し、市民の支持率が最も高かったものは「(一部省略) 紛争・災害等で教育の危機に面している子どもたちへ即時的かつ持続的に資金拠出できる ECW は重要な基金です。日本は全く拠出しておらず、先進国として恥ずべきことであり、すぐにでも拠出すべきです。(社民党)」でした。前回のユースからの質問に対し、財務省から「途上国支援の多岐にわたる活動の中で、限られた資金を戦略的に活用するため、政府全体の方針や日本の知見の活用可能性といった観点から、引き続き、省庁間で足並みをそろえて、支援の方向性について検討をしていきたい」と回答を得ています。限られた資金の活用という観点からは、納税者である市民からの支持の高い拠出先に支援することも非常に重要だと思います。紛争下の教育支援・ECW への拠出について、財務省における議論の進捗状況や方向性について、お聞かせください。

質問 5：Q:日本は世界の 4,600 万人の女の子が学校に通えるようになるように「教育のためのグローバルパートナーシップ」(GPE)への拠出を大幅に増やすべきだ。

こちら前回のユースからの質問に対し、財務省から過去に GPE への拠出を行った旨回答がありました。しかし、今年 7 月 28、29 日、英国にて開催された世界教育サミットにおいて表明された GPE への各国ドナーからの拠出額は 40 億ドル (約 4,400 億円) で、目標の 50 億ドル (約 5,500 億円) には及ばず、なかでも、G7 や世界教育サミットで、日本のリーダーシップが発揮されなかったことを残念に思います。世界教育サミットには、茂木外務大臣がビデオにて登壇し、今後 5 年間で 15 億ドル (1,650 億円) を超える教育支援を行っていくことが約束されましたが、15 億ドルのうち、GPE に対する拠出金額は明確に

されていません。教育支援や GPE への拠出は、外務省と財務省が連携して前向きに検討していただくことを切望しております。ぜひ財務省側がイニシアティブをとり、GPE への拠出を復活させるなど、日本のプレゼンス向上に向けた動きをリードしていただけないでしょうか。この点に関して、財務省でのこれまでの議論やお考えなどお聞かせください。

議題 2：IDA 第 20 次増資交渉について

提案者：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 大野容子

世界銀行グループの国際開発協会（IDA）の第 20 次増資交渉が、1 年前倒しで現在行われており、12 月に東京にて開催される会合にて、交渉の合意を目指しているとお聞きしております。今年 12 月の増資交渉が東京で開催されることもあり、今回の IDA 増資とその融資政策の決定にあたっては、主たるドナーである日本政府の意見に対しては、非常に重きが置かれていることと思います。

これまで、教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）を中心に、IDA による教育支援を、無償で質の高い公教育への支援とするよう、お願い申し上げてきました。今回重点分野として新たに「Human Capital」が特別テーマとして掲げられており、保健とならんで教育が重要なテーマとして議論がなされています。

6 月に発表された Human Capital のペーパーには、新たな Policy Commitment 5 として、Resilient inclusive recovery: Addressing learning poverty and productivity が掲げられていることを歓迎します。

（出典：<https://documents1.worldbank.org/curated/en/431801625067824892/pdf/IDA20-Special-Theme-Human-Capital.pdf>）

以下、財務省からのご見解をお聞かせください。

1) 今回の増資レベルの見込みについて：過去最大規模だった 820 億ドルの第 19 次増資に対し、第 20 次増資では 1,000 億ドル規模の増資が求められているとお聞きしていますが、その達成の可能性はあるのでしょうか。また、日本政府としての増資規模の見込みをお聞かせください。

2) 上記 Human Capital のうち、教育支援について：特別テーマに掲げられたこと、また、新たな Policy Commitment 5 が検討されていることにより、今回の増資において教育への支援が具体的にどのように強化されるのか、お聞かせください。また、Human Capital のうち、保健のみならず教育への支援が拡充されることについて、日本政府としてどのような見解をもち交渉されているか、お聞かせください。

議題 3：G7 コーンウォール・サミットの首脳宣言と国際協力機構（JICA）による新規石炭火力支援の整合性及び JICA 債発行における資金調達リスクについて

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、田辺有輝

背景：

- G7 コーンウォール・サミットの首脳宣言では、「国際的な公的資金を、2050 年より前の温室効果ガス排出ネット・ゼロ及び 2020 年代に排出量を大幅に削減することの世界的な達成と整合性の取れたものとするようコミットする」こと、「排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への継続した

世界的な投資が 1.5 度を射程の範囲内とし続けることと相容れないことを認識」すること、「排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への国際的な投資をすぐに止めなければならない点を強調」すること、「政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援の 2021 年末までの終了に今コミットする」ことが合意された。しかし、日本政府はインドラマユ石炭火力発電事業（インドネシア）、マタバリ 2 石炭火力発電事業（バングラデシュ）については、「実施に向けた手続を行っている」案件であるとして、G7 合意の対象外であるとしている。このような事態を受け、7 月 16 日、25 ヶ国 120 団体の連名で、「抗議声明：日本が G7 首脳宣言を骨抜きにすることは許されない～インドネシア・バングラデシュへの新規石炭火力支援は合意違反～」が内閣府及び外務省に提出された¹。

- 国際協力機構（JICA）は、2021 年 4 月 28 日発行の第 6 次政府保証外債²、6 月 29 日発行の第 59 回・第 60 回国際協力機構債券（国内財投機関債）³において、債券発行で調達した資金を石炭火力発電事業への出融資には充当しない旨を表明している。しかし、インドラマユ及びマタバリ 2 事業については、本体工事の円借款支援に向けた準備が進められている状況である。石炭火力発電事業への出融資には充当しない旨を表記した理由及び上記 2 案件支援との整合性について JICA 担当者に確認したところ、一部の投資家から石炭火力発電支援の是非に関する問い合わせがあり、調達資金で石炭火力発電事業への支援を予定していないため表記したとのことである。

質問：

1. G7 首脳宣言の合意に基づいて、インドラマユ及びマタバリ 2 事業の本体工事の円借款採択は行うべきではないと考えるが、財務省の見解を伺いたい。
2. 投資家から石炭火力発電支援の是非に関する問い合わせは何件あったか。また、その中で石炭火力発電支援停止を求めるエンゲージメントは何件あったか。
3. 調達資金で石炭火力発電事業への支援を予定していないとのことであるが、債券発行による調達資金は有償資金勘定に全体として組み込まれ、仮に想定案件があったとしても、分別管理はされていない。また、仮に債券発行時の想定案件で返済遅延やデフォルトが生じた場合であっても、その債券の利払いや償還に直接影響するわけではない。したがって、「石炭火力発電事業への出融資には充当しない」との表現は投資家に間違った理解を与える不適切な表記であり、インドラマユやマタバリ 2 の支援の可能性がある中で、このような表記はやめるべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。
4. 2021 年 3 月に国内外の NGO が共同で JICA 債の発行主幹事及び JICA 債保有機関 39 社に対して質問状を送付したところ、JICA 債保有機関 14 社から回答があり、内 3 社は JICA や債券指数プロバイダーとエンゲージメントを行なったと回答、1 社は今後 JICA とのエンゲージメントを検討していると回答した⁴。欧米の機関投資家では石炭からのダイベストメントが急速に拡大し、日本でも多くの機関投資家が石炭火力発電事業に関するエンゲージメントを行っている中、インドラマユやマタバリ 2 の支援の可能性を残している JICA の資金調達リスクが高まっている。財務省は将来の JICA の資金調達リスクについては、どのような認識と対応策を持っているか。

¹ <https://sekitan.jp/jbic/2021/07/16/5125>

² https://www.jica.go.jp/press/2021/20210421_30.html

³ https://www.jica.go.jp/press/2021/20210623_30.html

⁴ <http://jacses.org/1063/>

議題 4：アジアにおける石炭火力発電所の早期廃止に向けた公的金融機関の取組みに係る日本政府の方針について（アジア開発銀行、国際協力銀行、国際協力機構による取組みの可能性について）

提案者：国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

（背景）

現在、アジア開発銀行（ADB）は「Opportunities to Accelerate Coal to Clean Power Transition in Selected Southeast Asian Developing Member Countries」（プロジェクト番号：55024-001）⁵及び「Accelerating the Clean Energy Transition in Southeast Asia」（プロジェクト番号：55124-001）⁶の技術協力プロジェクト（TA）を実施中である。各プロジェクトのデータ・シートによれば、前者のTAでは、（インドネシア、フィリピン、ベトナムにおける）「石炭火力発電所の廃止加速に係るプレ F/S の完成」と「Coal Replacement Fund (CRF)パイロット事業のための F/S の ToR 及びスコープの準備」の2点が、そして後者のTAでは、（カンボジア、インドネシア、ラオス、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナムにおける）「石炭及びその他の化石燃料ベースの発電資産のフェーズアウト」、「再生可能エネルギーによる解決のスケールアップ」、「エネルギー効率による解決の拡大」、「エネルギーセクターのガバナンスと透明性の強化」、「地域電力グリッドの統合強化」の5点がアウトプットとして期待されている。

また、この8月初旬、複数のメディア⁷は、ADBと民間金融機関がアジアの石炭火力発電所の廃止を加速させるための計画を立てていると報じた。報道では、ADBとともに同計画に関わっている民間大手企業として、プルーデンシャル、シティグループ、HSBC、ブラックロック・リアル・アセットが挙げられている。同計画の詳細は依然不明であるものの、報道によれば、エネルギー源の再生可能エネルギーへの移行や雇用における移行期間も考慮に入れながら、官民連携で発電所を買い取り、稼働年数を通常より短期間に抑えて発電所の早期廃止を実現していくためのモデルを今秋のCOP26で紹介し、資金協力やコミットメントを各国から取り付けたい意向とのことである。

パリ協定の1.5度目標を達成するためには、途上国であっても2040年までに石炭火力発電所の運転を完全に停止する必要があるとの指摘がなされている⁸中、上記のようなアジアにおける石炭火力発電所の早期廃止に向けた取組みについて議論が始まっていることは、非常に重要な動きであると考えられる。

一方、石炭火力発電所の早期廃止を実現するための方策や枠組みを構築するにあたり、発電所の早期廃止によって生じるコスト、つまり、発電所の座礁資産化というリスクを誰が負うべきか、その責任の所在に関する議論も不可欠である。そうした議論抜きで方策や枠組みが構築されれば、本来、リスクの一端を担うべき当該発電所の建設・稼働に関与してきた各事業者や金融機関を「救済」するだけというモラルハザードの状態に陥る可能性が危惧される。同様の理由で、現在も計画・建設中の新規石炭火力発電所の早期廃止コストや座礁資産化リスクに関する議論も行われるべきである。

⁵ <https://www.adb.org/projects/55024-001/main#project-pds>

⁶ <https://www.adb.org/projects/55124-001/main#project-pds>

⁷ <https://www.reuters.com/world/uk/exclusive-citi-hsbc-prudential-hatch-plan-asian-coal-fired-closures-sources-2021-08-03/> ; <https://www.bloomberg.com/news/articles/2021-08-03/blackrock-joins-citi-and-hsbc-in-plan-to-close-coal-plants-early> ; <https://www.theguardian.com/environment/2021/aug/03/uk-finance-giants-plan-to-buy-out-fossil-fuel-plants-in-order-to-shut-them> 等

⁸ <https://climateanalytics.org/briefings/coal-phase-out/>

(質問)

1. 上述のとおり、ADB が TA を通じて、アジアにおける石炭火力発電所の早期廃止に向けた枠組みを構築しようとしていることについて、財務省はその意義をどのように考え、こうした動きをどのように評価されているか。石炭火力発電所の早期廃止の必要性や緊急性をどのように考え、こうした動きに今後どのような期待を寄せているかも含め、財務省のご見解を伺いたい。
2. 上述のとおり、報道によれば、ADB と欧米の民間金融機関がアジアの石炭火力発電所の廃止加速を計画中とのことだが、このような動きは ADB のイニシアチブで、つまり、ADB から民間に声掛けをして始まったものか。その経緯についてご教示願いたい。また、現在、ADB とこれら民間金融機関のグループが、ADB の TA: 55024-001 の成果を踏まえ、石炭火力発電所の早期廃止を実現するためのスキームを話し合っている段階にあり、ADB としては COP 26 で具体的なスキームの公表を目指しているという理解でよいか。さらに、こうしたスキームや枠組みの構築段階で、ADB として市民社会からの意見を取り入れる機会を設けるべきと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。
3. アジアの石炭火力発電所の早期廃止に向けた取組みへの国際協力銀行 (JBIC) 及び国際協力機構 (JICA) による参加・関与の可能性や意義について、日本政府としてどのように考えているか。スキームづくりの段階から JBIC 乃至 JICA が関与する可能性や意義、さらには今後、発電所の早期廃止実現に向けて資金協力を求められた場合に JBIC 乃至 JICA が資金拠出する可能性や意義について、財務省のご見解を伺いたい。
4. ADB の TA: 55124-001 「Technical Assistance Reports」(2021 年 7 月)⁹ Appendix 1 によれば、アウトプットのの一つである「石炭及びその他の化石燃料ベースの発電資産のフェーズアウト」に対するリスクとして、「Incumbent players' resistance to change may delay the adoption of new business models」及び「Insufficient political support for significant shift away from coal」の 2 点が挙げられている。これまで東南アジアで数多くの石炭火力発電事業の支援を JBIC が行ってきた事実¹⁰を考慮すれば、ADB がリスク要因として挙げている「Incumbent players' resistance to change」や「Insufficient political support」については、JBIC を監督する財務省をはじめ、JBIC 自身や協調融資を行っている日本の民間銀行、また事業者として関わっている日本の民間企業と無関係とは言えない。寧ろアジアの石炭火力発電所の早期廃止の動きを遅らせることなく、円滑に進めていくためにも、日本の官民の責任と役割は大きく、積極的な協力こそが求められていると考える。第 73 回財務省・NGO 定期協議 (2020 年 6 月 19 日開催) でも、インドネシアにおける石炭火力発電事業の座礁資産化のリスクについて、JBIC を含む当事者間でのリスク・コントロール策の交渉・合意の必要性について問題提起を行ったが、今後、石炭火力発電所の早期廃止の取組みが進められていく中で、JBIC はその責任と役割の重要性を認識し、従来のビジネスモデルに

⁹ <https://www.adb.org/sites/default/files/project-documents/55124/55124-001-tar-en.pdf>

¹⁰ 日本の NGO がまとめた資料

(https://sekitan.jp/jbic/wp-content/uploads/2020/08/List-of-Coal-Power-Investments-by-JBIC-NEXI-JICA_202008.pdf) によれば、今回の TA の対象国に含まれているインドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムでは、2003~2019 年にかけて、JBIC が 20 案件の石炭火力発電事業に対して支援を行ってきた。2020 年 12 月に JBIC が貸付契約を締結したベトナム・ブンアン 2 石炭火力発電事業を含めると 21 案件になる。

とらわれない対応を積極的にとっていくべきではないか。財務省のご見解を伺いたい。

5. ベトナムではギソン 2、バンフォン 1、ブンアン 2、インドネシアではバタン（セントラルジャワ）、タンジュンジャティ B 再拡張、チレボン拡張といった建設中の石炭火力発電事業に対し、JBIC は現在も支援を続けている。また、バングラデシュのマタバリ 2 及びインドネシアのインドラマユ拡張といった計画中の石炭火力発電事業に対しても依然として JICA の支援が見込まれている。このように、現時点で未稼働の建設中あるいは計画中の石炭火力発電事業に JBIC や JICA が支援を続けることは、ADB が石炭火力発電所の早期廃止を支援することと明らかに矛盾する動きである。前者は二国間機関、後者は国際機関を通じての資金拠出であるが、一方で温室効果ガスの排出を長期にわたりロックインする事業を支援し、他方で温室効果ガスの排出を早期に抑制するための支援を行うという、この相反する目的に同時に資金拠出している状況について、日本政府の方針の一貫性をどのように説明できるのか。財務省のご見解を伺いたい。

議題 5：天然ガス関連事業に対する日本の公的支援と国際協力銀行が融資を検討中のカナダ LNG 事業について

提案者：FoE Japan 深草亜悠美・杉浦成人

背景

気候変動に関する国際条約であるパリ協定は、産業革命前に比べて地球の平均気温の上昇を 1.5℃までに抑える努力目標を掲げており、これを達成するためには 2050 年までに世界の温室効果ガスの排出を実質ゼロにする必要がある。

国際エネルギー機関（IEA）は 2021 年 5 月に発表したレポート「Net Zero Pathway by 2050」の中で今世紀後半までにネットゼロを達成するための道筋を示し、今後石油・ガス開発や新規炭鉱、炭鉱拡張に新規の投資をすべきではないとした。また現在建設中や計画中の液化天然ガス（LNG）プラントの多くも必要ないと指摘した。国連環境計画（UNEP）の「Production Gap report（2020）」も、1.5℃目標達成のためにはガスの生産がすでに減少傾向に入っていなければならないと指摘している。

日本政府は昨年、2050 年までにカーボンニュートラルを達成すると宣言している。気候変動対策の観点からは、日本国内でもガスの需要を 2050 年に向けて減少させていく必要があり、海外でのガスの新規開発を中止していく必要がある。7 月に発表された第 6 次エネルギー基本計画の素案では、国内の発電に占めるガスの割合は減少が提案されているものの、アンモニアや水素製造のためのガス開発やアジアにおける LNG 市場の形成に余地を残すものであった。しかし、前述の IEA 及び UNEP のレポートの指摘を踏まえ、日本政府としても今後公的資金を使つてのガス関連インフラへの支援は中止していくべきと考える。

以上の背景からガスインフラへの公的支援に関する政策について、また、国際協力銀行（JBIC）が 2021 年 8 月 13 日現在融資を検討中の LNG カナダ事業および関連事業について質問する。また質問 2~4 については JBIC に提出された添付の 2021 年 8 月 6 日付の要請書も参照いただきたい。

質問

1. 諸外国では、石炭火力発電以外の化石燃料インフラへの公的支援の制限を行なっているケースもある（例：英国、フランス、スウェーデンなど）。日本政府としても海外の石炭火力発電所の公的支援について設けたような制限を石油・ガス開発や新規炭鉱、炭鉱拡張ガスを含む化石燃料全般の公的支援に対して導入すべきと思うが、財務省として他省庁とこの点を議論されているか。
2. 現在 JBIC が融資検討中の LNG カナダ事業は 2024 年度中から 40 年の稼働が計画されており、計画通り進めば 2050 年を越えて LNG 生産が行われることになる。同事業への融資はパリ協定が求めるネットゼロの方向性と矛盾するのではないか。財務省のお考えをお聞きしたい。
3. LNG カナダ事業のプラントは、ブリティッシュ・コロンビア州（BC 州）モントニーで採掘されたシェールガスを液化するものである。モントニーでのガス開発事業に対しても JBIC は 2012 年に融資を行なっている。このガス開発事業に関して、JBIC は現在もモニタリング中であると理解しているが、融資決定前、つまり環境レビュー時に公開されていた資料は BC 州の石油ガスコミッションにより発行された環境許認可証明書のみで、環境社会影響評価報告書（EIA）にあたる文書も先住民族計画にあたる文書も公開されていなかった。しかし、添付の要請書でも指摘されているとおり、同ガス開発事業ではフラッキングによる環境影響や先住民族コミュニティへの影響も懸念されている。JBIC によれば、EIA の内容に相当する情報について個別に当局等に確認を行って審査を行ったとしているが、『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』（ガイドライン）上、カテゴリ A 案件で求められる JBIC による情報公開の要件に明らかに違反している。財務省は監督官庁として JBIC のガイドライン遵守を指導すべき立場にあるが、本案件の JBIC によるガイドライン違反についても JBIC にガイドラインに則った適切な対応を求めるべきと考えるがいかがか。
4. LNG カナダ事業には、ガス開発現場とコースタル・ガスリンク・パイプラインを繋ぐパイプライン敷設事業も検討対象に含まれる。現状、環境許認可証明書が公開されているのみで、EIA は公開されていない。ガイドラインで要件とされている先住民族計画に相当する文書や EIA に相当する文書が JBIC に提出されておらず、また JBIC によって公開されていない以上、この点についても LNG カナダ事業はガイドラインに違反していると言える。さらに、8 月 6 日付け要請書でも指摘しているように、コースタル・ガスリンク・パイプライン事業に関して先住民族の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（free, prior and informed consent）」（FPIC）が得られていない。国連人種差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Racial Discrimination）は 2019 年 12 月 13 日付けで、FPIC が得られるまで、コースタル・ガスリンク・パイプライン事業、トランス・マウンテン・パイプライン事業、サイト C ダムの建設を即時停止するよう連邦政府に求める決議を発表している。以上の点から、ガイドラインに違反する LNG カナダ事業に JBIC は融資すべきではないと考えるが、財務省の見解はいかがか。

議題 6：クーデター発生後のミャンマーにおける国際協力銀行のビジネス支援事業の今後、及び世界銀行、アジア開発銀行の対ミャンマー資金拠出停止に関して

議題提案者：メコン・ウォッチ 木口由香

背景：

ミャンマーでは、本年 2 月 1 日に国軍による軍事クーデターが起き、市民が抗議や不服従運動を続けているが、国軍指揮下の治安部隊による市民への弾圧により、確認されているだけでも千名近い人々が殺害され、5 千人以上が恣意的拘束を受ける状態となっている。また、同国では新型コロナウイルス感染者が 6 月以降急増しているが、国軍は、市民不服従運動に参加する医療従事者を逮捕、訴追しており、医療従事者の多くが潜伏生活を余儀なくされていることから、医療体制が崩壊していると報じられている¹¹。

世界銀行は、2 月 1 日の出来事を懸念し、2 月 19 日に対ミャンマー資金拠出につき貸付を一時的に停止したと公表した¹²。また、アジア開発銀行(ADB)も、市民の抗議者の犠牲に深い懸念を示し、内部ガイドラインに従い貸付を停止したと公表している¹³。

6 月に開催された G7 会合において発表された首脳コミュニケでは、ミャンマーに関し「我々は、開発援助又は武器売却のいずれについても国軍を利することがないよう確保する我々のコミットメントを改めて表明し、ビジネスに対し、貿易及び投資を行う際に同様のデュー・ディリジェンスを実施するよう強く求める¹⁴」と発表されている。一方で、日本政府は公的資金の運用について、対応を国際社会に明確に示していない。

これまで、第 74 回の定期協議において「国際協力銀行(JBIC)が支援するミャンマー・ヤンゴンでの複合不動産開発・運営事業（通称 Y Complex）において求められる人権配慮について」、第 75 回では「クーデター発生後のミャンマーにおけるビジネス支援（JBIC 支援都市開発事業：Y Complex）及び「民政化」時の債務帳消しに係る日本政府の説明責任について」と、JBIC の融資した「質高インフラ環境成長ファシリティ」案件である、ヤンゴン市のホテル・サービスアパートメント等を備えた複合不動産の開発・運営事業（通称 Y コンプレックス）¹⁵に関し、質問してきた。この事業の敷地は、国防省が管理する博物館跡地を現地会社からサブリースしているものだが、兵站局が国防省下か国軍下か意見が我々と分かれるものの、この賃料が、JBIC によれば国防省の兵站局に支払われていることは、JBIC

¹¹ Myanmar Now. 2021/7/16 記事 <https://www.myanmar-now.org/en/news/no-time-to-mourn-bodies-pile-up-in-yangon-as-some-lose-multiple-relatives-to-covid-19-surge> など

¹² Developments in Myanmar (Statement), Updated February 19, 2021
<https://www.worldbank.org/en/news/statement/2021/02/01/developments-in-myanmar>

¹³ ADB Statement on New Developments in Myanmar, March 10, 2021
<https://www.adb.org/news/adb-statement-new-developments-myanmar>

¹⁴ 外務省. 「G7 カーブスベイ首脳コミュニケ（和訳）」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200083.pdf>

¹⁵ 本事業には、2018 年 12 月に、国際協力銀行(JBIC)が、東京建物株式会社及び株式会社フジタが、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）と共に設立したシンガポール共和国法人 Yangon Museum Development Pte. Ltd.（以下「YMD」）に対し、融資金額約 47 百万米ドルを限度とする貸付契約を結び、事業を支援している。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2018/1218-011714.html>

も認めておられる通りである。

前回の定期協議では、JBIC から「合併相手先企業や国防省間のリース契約に基づく賃料借払いについては、ガイドライン上の国際機関の基準なども照らした趣旨に踏まえると、環境ガイドラインに基づく確認の対象外であると認識している」との回答をいただいたが、現下のミャンマー情勢でこの賃料が今後、支払われることがあれば、市民の虐殺を続ける国軍の運営費あるいは国軍が「治安維持」と称する市民への攻撃、少数民族居住地域での軍事行動等に使用されることが容易に予測され、重大な人権侵害への加担、将来的には紛争の助長等に繋がる懸念があることは自明であると考えている。

この事業に関しては、クーデター以降、ミャンマー市民から強い懸念や反対の声が見られる他、上記の点で日本の国際的な信頼を毀損する懸念もあり、日本の納税者にとっても、日本の公的資金が支援する事業として著しく不適切であると考えているものである。

質問：

1. 世界銀行が対ミャンマー資金拠出につき貸付を一時的に停止した決定は、OP 7.30 Dealing with De Facto Governments に基づいたものか。もしくは、他の根拠があるのか。その場合、それをお示しいただきたい。
2. 今回の世界銀行の決定は理事会によるものか。その場合、日本理事室は賛成、反対のどちらの態度をとられたのか。また、理事会の関与如何にかかわらず、財務省は今回の停止の決定を、どのように評価しているのか、ご見解を伺いたい。
3. ADB の貸付の一時停止には、内部ガイドラインが参照されたと発表にあるが、当該ガイドラインの内容と、貸付の再開の要件がそのガイドラインに示されているのかをご教示願いたい。
4. 今回の決定に際し、ADB の理事会が関与していた場合、日本理事室は賛成、反対のどちらの態度をとられたのか。また、理事会の関与如何にかかわらず、財務省は今回の停止の決定を、どのように評価しているのか、ご見解を伺いたい。
5. ODA は開発協力大綱で明確に非軍事的協力を謳うが、JBIC が扱うその他政府資金（OOF）に関しては、軍事や紛争に関わる資金の流れを明示的に禁じる文書はないと理解している。その認識は正しいか。仮に他に、軍事利用に繋がらないことを確認するため参照されている文書やガイドラインがあれば、お示しいただきたい。
6. また、軍事に関わる資金の流れを明示的に禁じる文書が存在しなくとも、G7 の構成国である米国、英国、カナダ、また、欧州連合（EU）が 2 月 1 日のクーデターおよびその後の市民に対する弾圧を理由にミャンマーに対して制裁を科しており、加えて、日本が主要な出資国の一つである世界銀行およびアジア開発銀行もミャンマーへの貸付を停止している中、JBIC が現在も融資を止めていない理由をお聞かせください。また仮に、今後も JBIC がこれらの動きに同調しないのであれば、その理由もお示しいただきたい。

議題 7：モザンビークへの円借款及びナカラ回廊開発（鉄道整備・石炭開発・天然ガス開発）への JBIC 融資について

議題提案者：日本国際ボランティアセンター（JVC）、モザンビーク開発を考える市民の会、アフリカ日本協議会（AJF）

【背景】

（1）モザンビーク政府の「隠れ債務」問題と円借款

日本の NGO は、2016 年 3 月、本協議会において、2006 年に借款放棄したモザンビークの「債務持続性」の問題を鑑み、対モザンビークの円借款を見直すよう提言した。その直後の 4 月に、IMF がモザンビーク政府に 10 億ドル超の債務の報告漏れ「隠れ債務」があることを発表、この一報を受けて 2016 年 6 月の協議会では円借款の停止を要求した。これに対し、財務省は、2016 年 9 月の協議会で、「2015 年 5 月に 292 億円を供与したのを最後に新規の供与を行っていない」ことを明らかにした¹⁶。以来、本協議会においては、NGO の側から、「隠れ債務」に対する財務省としての各協議会時点の現状認識・見解と、対モザンビークの円借款の状況等を確認し、また、モザンビーク政府の人権・透明性を含むガバナンスのあり方について問題提起し、これまでに 10 回以上にわたり議論してきた（第 61～67、70、72、73、75 回）。この間、財務省からは「非開示債務の問題は重要なイシューである」との見解が示されてきた。

前回、議題提案をした 2021 年 3 月の本協議会においても、NGO からの質問に対し、財務省からは再度「開示債務の問題は重要なイシューであるとの見解に変更はない」「新規円借款についてその後供与はしない」との回答があった。

（2）ナカラ回廊開発（鉄道整備・石炭開発）への JBIC 融資について

2014～2016 年、2018 年のモザンビークおよび日本の NGO と農民組織による合同現地調査から、テテ州の石炭開発事業ならびにナカラ鉄道整備事業により、地元住民に対する人権侵害、生活への悪影響・被害（十分な説明・合意と補償なき強制移転と家屋・土地の喪失、生業への影響、粉塵・振動・騒音被害、生計への影響、道路封鎖とコミュニティ分断、線路への転落事故など、不十分な補償とフォローアップ（短期間での家屋損壊、契約違反）など）が生じていることが確認されてきた。これを受けて、2017 年 2 月から本協議会で問題提起、報告と対策を求め、これまでに計 7 回の協議を継続してきた（第 64、65、66、67、70、72、75 回）。2017 年 2 月と 6 月の協議では、現地で生じている被害を写真とともに提示し、JBIC には同事業への融資を決定しないよう求めてたが、2017 年 11 月 28 日、JBIC は三井物産によるナカラ回廊開発事業への約 1000 億円の貸付契約を締結した¹⁷。並行して、JBIC と個別に、現地状況のモニタリングと被害対応について確認と協議を重ねてきた。その結果、被害に対する一程度の対応が行われているとの説明があったが、対応された場所が特定できないなか、現在まで、現地で農民ならびに NGO により確認されている被害や影響とのギャップは埋められないままである。

そうしたなか、2021 年 1 月、三井物産と当該事業を実施しているブラジル Vale 社が「事業損失を出している Moatize 炭鉱と、モザンビークの Nacala Corridor 鉄道および港湾プロジェクトを売却」することを発表、三井物産は、Vale との間で、同「事業の持分売却に係る基本条件」として「保有する同事業の全持分とこれに付随する融資を、Vale にそれぞれ 1.0 米ドルで譲渡することに合意」と発表した。

これを受けて、2021 年 3 月に開催された第 75 回定期協議会で、JBIC による融資の返済について、プロ

¹⁶ 財務省 NGO 定期協議（2016 年 6 月 14 日、9 月 15 日）<https://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/prosavana-jbm.html>

¹⁷ <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2017/1128-58878.html>

セス、支払い義務の所在などについて質問をしたが「守秘義務がありお答えできない」という回答で、多額の公的資金が投じられているにもかかわらず、説明責任が果たされていない。

(3) ナカラ回廊開発（天然ガス開発）へのJBIC融資について

a) これまでの議論の経緯とJBICによる融資決定

日本企業（三井物産など）と政府系機構（JOGMEG）がモザンビーク北部カーボデルガード州にて天然ガス開発（第1鉱区、筆頭権益社 Anadarko 社→Total 社）を進めている。一方、JBIC は2014年9月、モザンビーク鉱物資源省との間で、モザンビークで日本企業が関与する資源関連プロジェクトの実現に向けた情報・意見交換及び案件形成協力等を目的とする覚書を締結した。

これについて日本のNGOは、同開発事業地州への情勢悪化を受けて、2019年12月および2020年6月の本定期協議で現状を説明、問題提起した。また2020年1月には、モザンビークのNGO・Justiça Ambiental (JA! / Friends of the Earth, Mozambique) のスタッフ、ディプティ・パートナーガー (Dipti Bhatnagar) 氏の来日を受けて、JBIC との面談を行った。面談のなかで、パートナーガー氏は、エネルギー問題、気候変動、同開発事業の人権問題（実施に伴う立退きや環境汚染、生業破壊など）、対象地域の治安と武装化に関わる問題、モザンビーク政府による人権抑圧（メディア規制に関わる新法）などの問題性を指摘、これら観点から、JBIC として同天然ガス開発事業に関わらず、融資を断念するよう強く求めた¹⁸。また、同年6月にはJA!を始めとするモザンビークNGOが、同天然ガス開発事業の問題性を指摘、即座中止を訴える声明を発表したことを受けて¹⁹、日本のNGOとしても、同月の第3回定期協議にて現地の情勢ならびに人権状況の悪化について警鐘を鳴らし、JBIC に融資を行わないよう訴えた。

それにもかかわらず、その直後の7月、JBIC は同事業に対し、約3,300億円（30億USD）の融資決定を発表した。

しかしその後も、現地ならびに日本のNGOが指摘したとおり、事業地周辺の状況・情勢が悪化し続けている。12月から1月にかけては、イスラム系武装集団が、天然ガス開発地からわずか「5キロ」「フェンスのすぐ外にある」村を襲撃、そこに拠点を設けたことから、同開発事業で日本と同じ第1鉱区の第一権益者であるフランスTOTAL社が、職員と建設関係者を空路にて退避させることを決定した²⁰。今年3月には、同様にエリア1天然ガス田の建設が進められているアフンギ半島のキャンプ地ゲートから約6キロに位置し、物流や一部の事業関係者の拠点になっている町Palma（パルマ）をイスラム武装勢力が襲撃、プロジェクト関係者を含む外国人に犠牲者が出る事態となった²¹。こうした状況を受けて、TOTAL社は、4月26日にはForce Majeure（不可抗力）宣言を発表、今年1月の中断以来、再開の目処が立たず、現在にいたるまで事業が停止されている²²。

¹⁸ 「JBIC とモザンビーク環境NGO 面談記録（モザンビーク天然ガス開発融資）」

<http://mozambiquekaihatsu.blog.fc2.com/blog-entry-455.html>

¹⁹ JA!は、6月4日付で国際社会に対する声明「Gas Rush, Human Rights Abuses, Climate Devastation, Insurgent Attacks, Covid Hotspot」を公表、この中で同天然ガス開発事業の問題性を指摘、即座中止を訴えている。

<https://www.foei.org/take-action/gas-human-rights-covid-mozambique>

²⁰ <https://apnews.com/article/international-news-islamic-state-group-mozambique-91fd3cfdfe7f279d10ccc63deabf5193>

<https://www.bloomberg.com/news/articles/2021-01-01/total-asks-mozambique-staff-to-leave-as-attacks-near-Ing-project>

²¹ 天然ガス開発プロジェクトキャンプ地近郊を武装勢力が襲撃（2021年3月30日）JETRO ビジネス短信 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/b945fe9923f78e1c.html>
UNHCR <https://www.unhcr.org/news/briefing/2021/4/608bb1be4/nearly-30000-people-displaced-march-attacks-northern-mozambique.html> など

²² エリア1天然ガス開発、フランスのトタルが「不可抗力」宣言（2021年4月30日）JETRO ビジネス短信 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/dabb88ddf69831a2.html>

こうした状況を踏まえ、今年3月の第75回定期協議では、NGOの側から、このままの状況が続けば、事業継続が困難になり、債務が焦げ付く可能性が高いことへの懸念を示すとともに、同事業と現地情勢に関するリスク分析について質問したが、いずれも守秘義務を理由に具体的な回答が示されず、公的資金を投じていることへの説明責任が果たされていない。

b) 天然ガス開発事業をめぐる問題

◆情勢悪化

天然ガス油田開発地域のカーボデルガード州で、2017年から武装集団による武力攻撃が継続している。本協議会で議題提案をはじめた2019年12月時点で、死者は200名を超え²³、避難者は約65,000人だったが²⁴、その後悪化の一途をたどり、2020年4月時点で避難民が15万人を超え、今年2月時点で、死者2,500名、国内避難民は570,000万人²⁵、8月現在、少なくとも73万人以上の人びとが避難民となっており²⁶、いずれもたった2年弱の間に約10倍以上となっている。その中で、子どもを含む避難民の大半が食料へのアクセスすらままならず、紛争から逃げてなお命を脅かされ厳しい状況下にあることが国連やメディアで報告されている。なお、各種報道では、こうした混乱のなかで、モザンビーク政府軍が住民や拘束した反乱軍を虐待しているとも報じられており、実際、2020年9月には、政府軍の兵士が路上を裸で歩く女性を追い回した上、背後から自動小銃で乱射して殺害したとする映像もSNS上に流出した²⁷。

武装集団の実態については、様々な分析があるが、それらにおいて共通しているのが、背景として同州に天然資源開発が集中する一方で、住民が大規模な立退きや環境劣化に直面するとともに、貧富の格差が拡大する中、社会的不満が広がっていることが根本原因の一つであると指摘されている点である。これについては、モザンビーク内外の研究者や市民社会だけでなく、米国外交関係者すら口にして²⁸。また、一連の襲撃に対しては「イスラム国」を名乗る武装集団が関わりを公表しているが、2020年8月に、武装集団により、天然ガス開発事業開発地から60キロの地点にあり、その輸送拠点港であるモシンボアダブラリアの街と港が占拠された際には、同武装集団が機関紙『ナバア』で、同街・港は「十字軍のガス企業拠点の近く」と宣言するなど、これまで同天然ガス開発事業への執着を見せている。モザンビーク北部のこの天然ガス開発地帯において、まさに「資源の呪い」現象が生じていると言われている。

◆憲法違反：「隠し債務」の返済に使われる事業への投資

2019年6月、モザンビーク政府が(1)で触れた「隠し債務」の返済を、同天然ガス開発への海外直接投資(FDI)によって賄い、利息を上乗せしようとしていることに対し、モザンビーク憲法評議会が、

ロイター

<https://www.reuters.com/world/africa/frances-total-declares-force-majeure-mozambique-lng-project-2021-04-26/>

など

²³ https://webronza.asahi.com/politics/articles/2019061300001.html?iref=wrp_rnavi_new
http://www.thenewhumanitarian.org/feature/2019/12/4/Mozambique-Cabo-Delgado-hunger-displaced-crisis?utm_source=The+New+Humanitarian&utm_campaign=eda09fe3b6-RSS_EMAIL_CAMPAIGN_ENGLISH_FOOD&utm_medium=email&utm_term=0_d842d98289-eda09fe3b6-75541417

²⁴ <https://mainichi.jp/articles/20201008/ddm/007/030/134000c>

²⁵ <https://acleddata.com/tag/mozambique/>

²⁶ <https://www.wfp.org/news/displacement-crisis-driving-hunger-rates-northern-mozambique-families-flee-violence>

²⁷ <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2020/09/mozambique-video-showing-killing-of-naked-woman-further-proof-of-human-rights-violations-by-state-armed-forces/>
<https://www.africa-express.info/2020/09/17/cabo-delgado-mozambican-soldiers-kill-woman-after-the-beating-machine-gunned-36-times/>

²⁸ WEB 論座「『イスラム国がモザンビークを攻撃』の衝撃」船田クラークンさやか
<https://webronza.asahi.com/politics/articles/2019061300001.html>

同債務への国費での返済は憲法に反しているとする判断を公表した²⁹。それにもかかわらず、ニュシ政権がこれを無視して、同年10月より国費を用いた「隠れ債務」の国際債権者への返済を開始している。日本のNGOは、これまでの協議会で、新旧大統領をはじめとする多くの政府高官が「隠れ債務」に関わっていることを資料と共に示してきたが、このことは、そのツケがモザンビーク国家全体と国民に押し付けられていることを意味しており、ガバナンスを不問にする形で続けられる資源開発と投資が、モザンビーク政府の三権分立、民主統治の破壊を助長している現状を指摘してきた。

以上の状況を受けて、日本のNGOは、これまでに繰り返しこの問題について提起、融資決定に際しては、モザンビーク政府のガバナンス改善が必須であること、また現地の人びとの治安確保も考慮されるべきと指摘してきた。これに対し、財務省・JBICからは、ガバナンスの改善が非常に重要なイシューであること、住民の安全確保を認識していると回答されている。

【質問】

以上の（１）、（２）、（３）に関するこれまでの議論の経緯と現状を踏まえ、以下質問する。

■ 隠れ債務問題と円借款について

- ① 2021年3月に財務省より示された「隠し債務」に対する見解から変更がないという理解でいいか。あれば、何に基づきどのように変わったのか示されたい。
- ② また、2015年5月を最後に、新しい借款はいまも供与されていないという理解でいいか。再開されている場合、いつ、何の情報に基づき、どのような判断がなされて再開されたのか示されたい。

■ モアティーズ炭鉱／ナカラ回廊鉄道・港湾インフラ事業に対するJBIC融資

- ③ 前回協議会で、現地および日本のNGO、農民組織は、来日時あるいはこれまでの協議会で、本事業が抱える問題やリスクについて提起、警鐘をならし、融資をしないようJBICに要請してきたにもかかわらずJBICは融資を決定したなかで、三井物産、Vale社ともに3年数カ月で事業撤退を決定したことに對する財務省・JBICの分析・見解を質問したところ「原則として民間企業の撤退判断を尊重している」「三井物産において事業ポートフォリオ再構築に係る経営判断がなされたものと承知している」という（他人事のような）回答があった。これを踏まえて、今一度、「現地及び日本のNGOが警鐘を鳴らしたにもかかわらず、融資を決定したJBIC自身の判断に対する」分析と見解をお示しいただきたい。
- ④ また、同じ「失敗」を繰り返さないために、融資に至るプロセスの検証の必要性について問う他ところ、事業について「わが国にとって重要な資源の確保という点・・・十分に意義があった」との回答があった。他方で、JBICの融資決定時のプレスリリース³⁰に「モアティーズ炭田から産出される原料炭は高品質であり、鉄鋼原料として適しているところ、本プロジェクトは日本の長期的な鉱物資源の安定確保に貢献するもの」とあるが、以上を踏まえて、JBICとして、3年数カ月の事業が「長期的な鉱物資源の安定確保に貢献した」と判断をしておられるとの理解でいいか、見解をお示しいただきたい。
- ⑤ 事業により生じた被害と人権侵害について、JBICはこれまで、JBICやアフリカ開発銀行等が関わるからこそ、国際的なスタンダードに基づくセーフガードポリシーを適用することができ、継続的なモニタリングと地元住民の生活環境改善につながると主張してきた。前回協議会ではこれを踏まえて、現地でこれまで生じてきた被害・悪影響について今後誰がどのように責任とるのかをおたずねしたところ、

²⁹ <https://noticias.sapo.mz/actualidade/artigos/dividas-ocultas-os-milhoes-de-galinhas-e-a-inocencia-de-jean-boustani>

³⁰ <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2017/1128-58878.html>

議論のなかで「株主譲渡自体はまだ実施されていないというのが現状と認識している。JBIC としても今後の両者の対応・状況を鑑みながら、今後どういうことができるのか、どういうことをすべきかを考えていきたい」「今後、事業者議論していく中で検討したいと考えている」「今後まさに色々な事実関係を確認して交渉していく過程にあるので、その中で検討させて頂きたい」との回答があった。これを踏まえて、a) 現在、株主譲渡がどのような状況にあるのか、b) 現時点で事業者とどのような対応が検討されているのか、いずれについても具体的にお示しいただきたい。

■カーボデルガード州天然ガス開発事業に対する JBIC 融資

⑥ 本協議で NGO が議題提案をし、警鐘を鳴らした 2019 年 12 月からの 1 年半、現地情勢ならびに人権状況が悪化し続けていることについてどうお考えか、JBIC としての分析と見解をお示しいただきたい。

⑦ c) 今年の 1 月から現在に至るまで、8 ヶ月間も事業が中断されていること、また d) Total 社の Force Majeure 宣言を JBIC としてどのように受け止めているか。具体的な分析と見解、今後の見通しについてお示しいただきたい。

⑧ また、事業地・事業における環境社会配慮について、前回定期協議で、事業者やモザンビーク政府から報告をもらい、対策をたててもらい、実施してもらうのではなく「独自に・・・客観的な検証も含めて対応している」との回答があったことを踏まえて、Force Majeure 宣言を受けて、この点どのような検証と対応がなされているのかをお示しいただきたい。

■ 全体として

⑨ 債務隠し、石炭・鉄道整備・港湾開発事業ならびに天然ガス開発事業いずれにおいても、現地および日本の NGO は現地／文献調査を行い、現地ですでに生じている被害や人権侵害の状況、そして情勢・状況の悪化について把握し、これらについて「事前に」JBIC と財務省に直接共有し、警鐘を鳴らし、また融資をしないように訴えていた。それにもかかわらず融資決定がなされたなかで、現在、債務隠し問題は解決されず、いずれの事業も短期での撤退あるいは中断されるという事態が生じており、あらゆる面で NGO が警鐘を鳴らしたとおりの事態となっている。一方、環境社会配慮のためのガイドラインにおいても、本定期協議のなかでも、NGO はステークホルダーとして位置付けられ、その意見や情報も踏まえらるとされているが、現実はこれに反したものになっている。e) このことを JBIC、財務省としてどう受け止めているのか。f) NGO による情報提供、警鐘をどのように受け止め、勘案しているのか。お示しいただきたい。